平成２４年（フ）第１５４号
大分市乙津町13番34号山村アパートＢ
債務者　佐保　達也
1　決定年月日時　平成24年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６２号
宮城県大崎市古川中里１丁目４番22号　アーバーハウスＡ棟103号、従前の住所宮城県大崎市古川大宮７丁目２番20号　コーポＥＡＳＴ１―102号
債務者　加藤　美穂
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第６３号
宮城県栗原市築館字左野原17番地
債務者　千葉　　淳（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第５７号
福島県郡山市大槻町字中谷地74番地の１
債務者　阿部　由香
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第６５号
福島県郡山市芳賀１丁目12番13号　吉田アパート106号
債務者　松﨑　睦子（旧姓富塚）
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第１９号
長野県上伊那郡辰野町大字赤羽300番地20
債務者　川島　陽江
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第８５号
兵庫県宝塚市小林３丁目９番26号
債務者　渡邊　尚美
1　決定年月日時　平成24年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第９５号
兵庫県川西市西多田１丁目５番41号Ｉ―101、前住所兵庫県川西市湯山台２丁目24番地の25
債務者　前西　慎一
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１０６号
兵庫県川西市平野１丁目12番19号203、前住所大阪府豊中市東泉丘２丁目15番23―511号
債務者　寺西　典子
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１１５号
兵庫県川西市下加茂１丁目19番６号
債務者　山崎美代子
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１１６号
兵庫県川西市下加茂１丁目19番６号
債務者　丸山　健一
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１２３号
兵庫県宝塚市南ひばりガ丘１丁目17番21号ビスタ千早203号
債務者　安藤　彰浩
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１５２号
奈良県大和郡山市北郡山町１番地１　ヒーリング・ヴィレッジ302
債務者　山口　徳仁
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１０９号
徳島県徳島市南昭和町４丁目76番地の３
債務者　本田　雅子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１６号
徳島市入田町大久202番地の１
債務者　髙橋　晴美
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５３号
福島県郡山市安積町成田字北ノ内12番地
債務者　齋藤　利幸
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第８３６号
熊本市中央区南坪井町１番11号
債務者　松野智佳子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２６２号
熊本市中央区菅原町10番25―401号　北森ビル
債務者　山田　章一
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係